### 大阪広域環境施設組合告示第 12 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成27年条例第8号)第6条の規定により、令和6年度における大阪広域環境施設組合職員の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和7年10月15日

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

# 組合職員の人事行政の運営等の状況

(令和6年度)

大阪広域環境施設組合 総務課

# 目次

1.	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2.	職員の人事評価の状況	2
3.	職員の給与の状況	3
4.	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	12
5.	職員の休業の状況	13
6.	職員の分限及び懲戒処分の状況	13
7.	職員の服務の状況	14
8.	職員の退職管理の状況	14
9.	職員の研修の状況	15
10.	職員の福祉及び利益の保護の状況	16

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

職員数につきましては、令和6年4月1日時点で352人でしたが、令和7年4月1日時点では354人となり、差引2人の増となりました。

- ※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時 的に任用された職員及び非常勤職員(暫定再任用短時間職員及びフルタイム会計年度任用 職員を除く)を除く。
- ※ 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を除く。

# ◎ 職員数

(単位:人)

	令和6年4月1日	令和7年4月1日	対前年増減数
職員数	352	354	2

※ 令和7年4月1日の職員数のうち、暫定再任用職員のフルタイム勤務は42人、暫定 再任用職員の短時間勤務は15人、会計年度任用職員のフルタイム勤務は1人となりま す。

### ◎ 採用者数

令和6年4月1日~令和7年3月31日

- ·技能職員 7人
- ・会計年度任用職員(フルタイム) 1人
- ・暫定再任用職員(大阪市を定年退職した者) 1人
- ※ 暫定再任用職員(本組合を定年退職した者)を除く。

#### ◎ 退職者数

(令和6年4月1日~令和7年3月31日、単位:人)

	定年退職	その他	合計
常勤職員	17	2	19

※ 会計年度任用職員の任期満了を含む。

	任期切れ	その他	合計	
暫定再任用職員	3	1	4	

### 2. 職員の人事評価の状況

職員の能力や勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて人事管理を行うことは、公務 能率や職員の勤務意欲の向上等の観点からも重要であります。

本組合においては職員の能力・実績について、より公正・公平性、客観性、納得性を重視するとともに、組織目標を踏まえた各自の勤務実績を評価対象とする相対評価による人事評価制度を導入し、年1回定期的に評価を実施しています。

評価制度に対する透明性や納得性の向上を図る観点から、評価基準等を職員に対して明示するとともに、評価終了後の評価結果については、全職員本人へ開示しています。

また、評価・面談等の手続に関する苦情や評価結果に関する苦情については、苦情相談制度を設け、事案に応じて適切な対応を行うこととしています。

その評価結果については、人事配置、昇任・昇格、分限等の人事管理上の公正な基礎資料 とするとともに、昇給・勤勉手当の給与処遇に反映しています。

### ◎ 令和6年度人事評価結果

(単位:人)

分布割合						
第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	合計	
(5%)	(20%)	(他の区分に属	(評語がBで絶	(評語がC,D		
		さない者)	対評価点が3.0	の者)		
			点未満の者)			
18	70	252	1	0	9.4.1	
5.3%	20.5%	73.9%	0.3%	0.0%	341	

- ※ 各割合については、単位未満の端数を四捨五入しているため、条例の分布割合と一致しない 場合があります。
- ※ 暫定再任用職員を含む。
- ※ 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を除く。
- ※ 会計年度任用職員を除く。

#### 条例の分布割合

《参考》大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第2項(抜粋)

第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
5 %以内	20%以内	他の区分に属	10%以内	5%以内
		さない者		

# 3. 職員の給与の状況

# (1) 人件費の状況

◎ 人件費の状況(令和6年度決算)

(単位:千円)

構成市住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率
(令和7年3月31日現在)	(A)	(B)	(B/A)
3, 315, 325 人	19, 590, 428	3, 842, 984	19. 62%

### (2)職員給与費の状況

◎ 職員給与費の状況 (令和6年度決算)

(単位:千円)

職員数(A)		一人当たり 給与費			
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	(B/A)
444 人 (0 人)	1, 606, 783	605, 232	742, 148	2, 954, 163	6, 654

<sup>※1</sup> 職員手当には退職手当及び児童手当は含まない。

※3 職員数には大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を含む(令和6年10月1日現在)。

### (3)職員の平均年齢及び平均給料月額の状況

◎ 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	48.6歳	337, 555 円
技能労務職	54.1 歳	282, 911 円

<sup>※2 ( )</sup> 内は、再任用短時間勤務職員で内数。

# (4)職員の主な学歴別の初任給の状況

# ◎ 職員の主な学歴別の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区	初任給	
. 6几亿二元在10位	大学卒	206, 900
一般行政職	高校卒	184, 100
技能労務職	高校卒	182, 600

# (5)級別の職員数等の状況

# ① 級別の職員数等の状況 一般行政職(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な	係員	高度業務	主務	係長	課長代理	課長	部長	事務局長
職務内容		の係員	土物	派文	株文八生	床文	प्रधान	事伤问文
職員数	4	18	43	29	11	10	2	1
(人)	4	10	43	29	11	10	2	1
構成比	3. 4%	15. 3%	36. 4%	24.6%	9. 3%	8. 5%	1.7%	0.8%
(%)	J. 470	10.5%	30.4%	24.0%	ə. 3%	0. 5%	1. 770	0.0%

### ② 昇給への勤務成績の反映状況

令和7年度における昇給への勤務実績の反映状況については、次のとおりです。

### 一般行政職

課長級以下の職員(令和7年4月1日現在)

### 【54 歳以下】

			課長代理級	係長級	係員	係員	係員
		課長級	<b>林文八</b> 垤敝	你交級	(3級)	(2級)	(1級)
第1区分		6 号給	5 号給	5 吳	异給	5 号給	5 号給
第2区分		5 号給	5 号給	5 号給		5 号給	5 号給
第3区分		4 号給	4 号給	4 号給		4 号給	4 号給
第4区分		3 号給	3 号給	3 号給		3 号給	3 号給
<b>第5</b> 区八	В	0 号給	0 11 40	0 号給		0 号給	0 早%
第5区分	С	U ┺₩□	0 号給	U 7	7	0 <del>7 //</del> //	0 号給

# 【55 歳以上】

	課長級	課長代理級	反巨狐	係員	係員	係員	
	<b>株文</b> 秋	<b>森文八</b> 连枫	係長級	(3級)	(2級)	(1級)	
第1区分	1 号給	1号給	1 号給				
第2区分	1号給	1 号給	1 号給				
第3区分	0 号給	0 号給	0 号給				
第4区分	0 号給	0 号給	0 号給				
第5区分	0 号給	0 号給	0 号給				

### (6) 職員の学歴別・経験年数別の平均給料月額の状況

職員の学歴別・経験年数別の平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区分	学歴	経験年数					
	子座	10年	15 年	20年			
一般行政職	大学卒						
一	高校卒	_	_	_			
技能労務職	高校卒	_	_	_			
72.16.力/穷峨	中学卒	_	_	_			

<sup>(</sup>注) 職員数が3人以下である経験年数については記載していません。

# (7) 期末・勤勉手当の状況

# ① 課長級以上の職員

区分			大阪広域環境施設組合				国						
		期末	期末		勤勉		計			勤勉		計	
	6月期	1. 025	月分	1. 225	月分	2. 250	月分	1. 025	月分	1. 225	月分	2. 250	月分
令和6年度	12月期	1. 075	月分	1. 275	月分	2.350	月分	1.075	月分	1. 275	月分	2. 350	月分
	計	2. 100	月分	2. 500	月分	4.600	月分	2. 100	月分	2.500	月分	4.600	月分
令和7年度	6月期	1. 050	月分	1. 250	月分	2. 300	月分	1.050	月分	1. 250	月分	2. 300	月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置		有			有								

# ② 課長代理級以下の職員

区分		大阪広域環境施設組合				国							
		期末		勤勉	勤勉計			期末		勤勉		計	
	6月期	1. 225	月分	1. 025	月分	2. 250	月分	1. 225	月分	1.025	月分	2. 250	月分
令和6年度	12月期	1.275	月分	1. 075	月分	2. 350	月分	1. 275	月分	1.075	月分	2. 350	月分
	計	2.500	月分	2. 100	月分	4.600	月分	2. 500	月分	2.100	月分	4.600	月分
令和7年度	6月期	1.250	月分	1. 050	月分	2. 300	月分	1. 250	月分	1.050	月分	2. 300	月分
職制上の段階、職務の級等による	有			有									

### 〈参考〉勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当の支給割合については、下記のとおり勤務実績を反映したものとしています。

操員区分   評価区分   突地   交換   今和   年度   字価区分   方法   6月期   11月期   76   76   7月   11月期   76   76   7月   11月間   77   11月間   77   11月間   77   11月間   77   11月間   77   11月間   77   77   7月   7月   7月   7月   7月	勤勉手当の支給	割合につい	いては、	下記のとおり勤烈	8実績を反映し	たものと	している	ます。
#務局長 1 1 1.697 1.755 1 1 1.722 3 3 - 1.498 2 2 - 1.405 1.405 1.489 2 2 - 1.406 1.006 4 1.001	か せ は 八	数/ボビハ	反映	令和 6 4	年度	新年民人	反映	令和7年度
# 辞	極貝凸刀	計価区分	方法	6月期	12月期	計価区分	方法	6月期
# 辞		1				1		
#務局長 4 0.986 1.036 4 1.01			1					
### 1	±%		-				-	
# 長代理 (本) (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	事務同長		1					
## 日本		_	С			_	С	
部長 1 1 1.697 1.755 1 1 1.722 1 1.485 1.489 2 - 1.480 1 1.73 1.223 3 - 1.198 4 0.986 1.036 4 1.011 1 1.657 1 1 1.001 1.051 4 1 1.026 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1 1 1.026 1		ь				5		
部長 2 - 1.435 1.489 2 - 1.460		1				1	- 2	
部長 4 0,986 1,036 4 1,011 5 C 0,336 0,886 5 C 0,6861 1 1 1,1612 1,670 1 1 1,637 2 - 1,400 1,454 2 - 1,425 3 - 1,188 1,238 3 - 1,213 3 - 1,188 1,238 3 - 1,213 3 - 1,188 1,238 3 - 1,213 4 1,001 1,454 2 - 1,425 5 D 0,373 0,901 5 C 0,876 5 D 0,373 0,901 5 C 0,876 5 D 0,373 0,788 D 0,763 1 1 1,119 1,163 1 1,138 2 - 1,039 1,088 3 - 1,063 5 D 0,875 0,925 5 D 0,990 4 0,963 1,1013 4 0,983 5 D 0,875 0,925 5 D 0,990 6 D 0,875 0,925 5 D 0,990 7 D 0,875 0,925 5 D 0,99			1					
## 4	÷π <b>=</b>		-				_	
R	女佈	4	1		1. 036	4		1. 011
日本語画		_	С			_	С	
課長		5	D	0.723	0. 773	Ð	D	
課長 2 1.400 1.454 2 - 1.425 4 1.128 3 3 1.1283 4 1.213 1.213 1.215 5 C 0.851 0.901 5 C 0.876 D 0.758 0.758 5 D 0.758 1.000 1.056 1 4 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.026 1.028 1.0		1				1		
## 1		2	1		1. 454	2		
### 1,001 1,051 4 1,026	報度	3	_	1.188	1. 238	3	_	1. 213
日本の	珠文	4		1.001	1.051	4		1. 026
P		5	С	0.851	0.901	E	С	0.876
課長代理 1 1.119 1.163 1 1 1.138 2 2 1.107 1.063 1.039 1.088 3 1.06		9	D	0.738	0. 788	Э	D	0. 763
課長代理   3		1				1		
解長代理 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 D 0.900 1 1.119 1.163 1 1.138 1.063 5 D 0.903 1.088 3 1.063 1.013 4 0.988 1.063 1.06			_	1.086	1. 132	2	_ [	1. 107
日本の	<b>運長</b> /47	3		1.039	1. 088	3	[	1. 063
解長 1 1.119 1.163 1 1.138 1.063	味文八生	4		0.963	1. 013	4		0. 988
日		5	C	0.913	0. 963	5	С	
係長 2 - 1.086 1.132 2 - 1.107 1.039 1.088 3 - 1.063 5 C 0.913 0.963 5 D 0.875 0.925 5 D 0.990 [係員 3 1.039 1.088 3 - 1.063 [ 3		J	D	0.875	0. 925	J	D	0. 900
係長 3 1.039 1.088 3 1.063 0.988 6 0.988 5 C 0.913 0.963 5 D 0.900 0.875 0.925 D 0.900 0.875 0.925 D 0.900		1		1.119	1. 163	1		1. 138
特別			_	1.086			_	1. 107
日本の	係長							
日本	VI.2	4				4		
日本		5				5		
保員 3 - 1.086 1.132 2 - 1.107 (分類) 1.088 3 - 1.063 (3 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.875 0.925 D 0.900 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.013 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 (1 M) 4 0.988 (1 M) 4 0.983 1.013 4 0.988 (1 M) 4 0.988 (1 M) 4 0.983 1.013 4 0.988 (1 M) 4			D				D	
係員 (3級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 D 0.938 5 D 0.875 0.925 5 D 0.900 1 1.119 1.163 1 1.138 2 - 1.086 1.132 2 - 1.107 係員 3 1.039 1.088 3 1.063 (2級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 D 0.900 1 1.119 1.163 1 1.138 2 - 1.086 1.132 2 - 1.107 (4 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.875 0.925 5 D 0.900 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938 (1 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 (3 級) 5 C 0.913 0.963 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.938 5 D 0.875 0.925 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.875 0.925 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.875 0.925 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.875 0.925 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 0.963 1 0.963 1.013 4 0.988 5 D 0.900 1 1.149 1.199 1 0.963 1 0.963 1.013 4 0.988 1 0.963 1.013 4 0.988								
(3 級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.938 5 D 0.990 1.119 1.163 1 1.138 2 1.107 (全級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 1.063 (2級) 5 D 0.875 0.925 5 D 0.990 0.988 5 D 0.875 0.925 5 D 0.990 0.988 5 D 0.875 0.925 5 D 0.990 0.900 0.	~ -		-				_	
1		l						
日本の	(3級)	4				4	_	
係員 3 - 1.119 1.163 1 - 1.138 (		5				5		
係員 3 - 1.086 1.132 2 - 1.107 (公額) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 - 1.063 (2級) 4 0.963 1.013 4 0.988 3 0.963 5 D 0.993 5 D 0.990 1.119 1.163 1 1.138 2 2 - 1.107 (公額) 1.086 1.132 2 - 1.107 (公額) 1.086 1.132 2 - 1.107 (公額) 1.088 3 1.063 (1級) 4 0.963 1.013 4 0.988 (1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (1.123			D				D	
係員 (2級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938 D 0.875 0.925 5 D 0.900 [イ級] 1 1.119 1.163 1 1.119 [イ級] 2 - 1.086 1.132 2 - 1.107 [イ級] 4 0.963 1.013 4 0.988 [イ級] 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938 [イ級] 6 D 0.875 0.925 5 D 0.900 [イ級] 7 D 0.875 0.925 5 D 0.900 [イ級] 8 D 0.875 0.925 5 D 0.900 [イ級] 9 D 0.875 0.925 5 D 0.900 [イ級] 1 1.149 1.199 1 1.162 [インスを表現的		<u> </u>						
(2級)   4	K E		-				-	
5								
R	(乙和又)	4	_			4	0	
係員 1 1.119 1.163 1 1.138 2 1.107 3 1.086 1.132 2 1.107 3 1.063 1.088 3 1.063 1.063 1.063 1.088 3 1.063 1.063 1.063 1.013 4 0.988 3 1.063 5 D 0.975 0.925 D 0.900 1.162 1.162 1.162 1.162 1.162 1.163 1 1.063 1.065 1.0		5				5		
係員 (1 級)		1	Л			1	И	
係員 (1級) 4 0.963 1.088 3 - 1.063 0.988 5 - C 0.913 0.963 5 - D 0.875 0.925 - D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 1.067 (3級) 5 - C 0.913 0.963 5 - C 0.988 - C 0.993 1.044 1.094 3 1.067 0.988 - C 0.913 0.963 5 - D 0.875 0.925 - D 0.900 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 1.067 0.988 0.988 - C 0.913 0.963 1.013 4 0.988 0.963 0.963 1.013 4 0.988 0.963 0.963 1.013 0.963							}	
(1級) 4 0.963 1.013 4 0.988			-				-	
技能労務職 (2 級)     C     0.913 D     0.963 0.875     5 0.925     C     0.938 D       技能労務職 (3 級)     1.149 1.199 1.166     1.156 2.1123     1.162 1.123       大能労務職 (2 級)     C     0.913 D     0.963 0.985     1.013 D     4     0.988 D       1     1.149 D     1.199 D     1     1.162 0.988       1     1.149 D     1.199 D     1     1.162 D       2     -     1.106 D     1.156 D     2     -     1.123 D       技能労務職 (2 級)     C     0.913 D     0.963 D     1.013 D     4     0.988 D       技能労務職 (1 級)     1     1.149 D     1.199 D     1     1.162 D       大能労務職 (1 級)     2     -     1.106 D     1.156 D     2     -     1.123 D       大能労務職 (1 級)     3     1.044 D     1.094 D     3     -     1.162 D       1     1.044 D     1.094 D     3     -     1.162 D       2     -     1.106 D     1.156 D     2     -     1.162 D       2     -     1.106 D     1.156 D     2     -     1.162 D       3     -     1.044 D     1.094 D     3     -     1.162 D       4     0.963 D     1.013 D     4     0.988 D    <								
大能労務職 (2 級)   1	( 1 /b)X /	4	C			- 4	C	
大能労務職 (3 級)		5				5		
技能労務職 (3 級)     2 4     - 1.044     1.156 1.094     2 3 3 4     - 1.067       5 0     C 0.963     1.013 1.013     4 0.983       5 0     C 0.913     0.963 0.925     5 0     C 0.938       1 1 2 2 - 1.106     1.149 1.199     1 1.162 1.166     1.162 1.123       2 4 0.963     1.044 1.094     1.094 3 1.067     3 1.067       2 0.988     C 0.913 0.985     C 0.938     0.988 0.905       5 0 0 0.875     D 0.905 0.905     D 0.900 0.900       1 1 2 - 1.106     1.199 1 1.162     1.162 - 1.123       2 - 1.106     1.156 1.156 2 - 1.1044     2 - 1.1067       1 1 2 - 1.1044     1.094 1.094 3 1.067     3 1.067 1.067       1 2 - 1.106     1.156 1.044 1.094 3 1.067     2 - 1.123 1.067       1 3 1.044 1.094 3 5 0.988     1.013 4 0.988       5 0 0.933     0.963 5 0.938     0.988 5 0.938		1	И			1	И	
大能労務職								
(3級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938 D 0.875 0.925 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 (2級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938 技能労務職 1 1.149 1.199 1 1.162 D 0.875 0.925 D 0.900 1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 大能労務職 2 1.044 1.094 3 - 1.067 (1級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938 大能労務職 3 1.044 1.094 3 1.067 (1級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938	技能労務職		-				-	
技能労務職 (2級)     C     0.913     0.963     5     C     0.938       技能労務職 (2級)     1     1.149     1.199     1     1.162       大能労務職 (2級)     4     0.963     1.013     4     0.988       5     C     0.913     0.963     5     C     0.938       5     D     0.875     0.925     D     0.900       大能労務職 (1級)     2     -     1.162     -     1.162       大能労務職 (1級)     3     -     1.064     1.156     2     -     1.162       大能労務職 (1級)     3     -     1.044     1.094     3     -     1.067       (1級)     4     0.963     1.013     4     0.988       5     C     0.913     0.963     5     C     0.938						1		
大能労務職 (2級)   1	(0/10/)		С				С	
技能労務職 (2 級)   1		5	-			5		
技能労務職 (2 級)		1				1	-	
技能労務職 (2 級)     3 4     1.044 0.963 0.963 0.963 1.013 0.963 0.963 0.900 1.149 1.149 1.199 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 1.067 (1 級)     5 0.925 0.925 0.900 1.162 2 - 1.106 1.156 2 - 1.123 1.067 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988 0.988								
(2級)     4     0.963     1.013     4     0.988       5     C     0.913     0.963     5     C     0.938       D     0.875     0.925     D     0.900       1     1.149     1.199     1     1.162       2     -     1.106     1.156     2     -     1.123       3     1.044     1.094     3     1.067       (1級)     4     0.963     1.013     4     0.988       5     C     0.913     0.963     5     C     0.938	技能労務職		-				-	
大能労務職 (1 級)     C     0.913     0.963     5     C     0.938       力     0.875     0.925     D     0.900       1     1.149     1.199     1     1.162       2     -     1.106     1.156     2     -     1.123       3     1.044     1.094     3     1.067       (1 級)     4     0.963     1.013     4     0.988       5     C     0.913     0.963     5     C     0.938								
技能労務職 (1 級)     D     0.875 1.149     0.925 1.199     D     0.900 1.162       2     -     1.106 1.156     2     -     1.123 1.067       3     1.044 1.094     1.094 3 1.067     3     1.067 1.067       4     0.963 5     1.013 0.988     4     0.988 5			С				С	
技能労務職 (1級)     1 1.149 1.199 1 1.162 2 - 1.123 1.106 1.156 2 - 1.123 1.067 1.064 1.094 3 1.067 1.06		5				5		
技能労務職 (1 級)     2 3 4 4     -     1.106 1.044 1.094 3 0.963 1.013 4 0.988 5     -     1.123 1.067 0.988 5     -     -     1.123 1.067 0.988 5     -		1				1		
技能労務職 (1 級)     3     1.044     1.094     3     1.067       4     0.963     1.013     4     0.988       5     C     0.913     0.963     5     C     0.938		2						
(1級) 4 0.963 1.013 4 0.988 5 C 0.913 0.963 5 C 0.938	技能労務職		] -				_	
5 C 0.913 0.963 5 C 0.938		4				4		
D 0.875 0.925 D 0.900			C				С	
		O O	D	0.875	0. 925	J	D	0. 900

# (8) 諸手当の状況

# ① 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

名称	内容		単価
高所作業爭当	10m以上の高所かつ、転落防止のための栅等がない箇所での作 業	日額	10m以上: 220円 20m以上: 320円
污水内作業爭当	工場における受水槽、灰出装置、排ガス洗浄装置又は排水処理 装置内の排泥作業(汚水に浸かって行う作業のみ)	日額	770円
取締折衞等業務手当	暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場に おける折衝等の業務	日額	550円
廃棄物等処理作業手当	工場の廃棄物焼却業務 (廃棄物に直接接触して行う業務のみ) 等	日額	720円
緊急対策業務等爭当	・風水害により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業・地震、津波又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、緊急に行う対策業務等	日額	通常:720円 日没~日出:1,080円
災害応急作業等派遣手当	地震、津波又は大規模な火災、爆発等が発生した区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業又は業務	日額	通常:1,080円 深夜:1,620円

# ② その他の手当(令和7年4月1日現在)

区分	內容		支給額		
	職員と生計を一にし、かつ主として その職員の収入により生計を維持す る者(挟養親族)のある職員に対し て支給			局部長級 0円	
			配偶者(内縁関係を含む)	課長級 0円	
				課長代理級以下 3,000円	
			子(22歳年度末まで)	11,500円	
扶養手当		額	加算額(16歳年度初めから22歳 年度末まで)	+5,000円	
			7 0 14	局部長級 0円	
			<ul><li>その他</li><li>・孫、弟妹(22歳年度末まで)</li><li>・父母、祖父母(60歳以上)</li><li>・心身に著しい障害がある親族</li></ul>	課長級 3,500円	
			- 心分に者しい障害がのの就成	課長代理級以下 6,500円	
地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員 に支給	月 額 (給料+扶養手当+管理職手当)×16/100			

区分	内容		· 支給額	
			自ら居住するため住居を借り受 家賃を支払っている職員	け、月額10,000円を超える
			家賃が10,000円を超 え11,500円以下の場 合	1,500円
			家賃が11,500円を超 え21,500円までの場 合	家賃-10,000円 (100円未満切捨)
住居手当	職員の住居費の一部を補うため支給	月額	家賃が21,500円を超 える場合	{ (家賃-21,500円) × 1/2}+11,500円 ※{}の上限16,500円 (市内特例19,000円)
			単身赴任手当を支給される職員 で、配偶者等が居住するための 住居を借り受け、月額10,000円 を超える家賃を支払っている職員	上記により算出した額の 1/2
			①通勤のため交通機関等を利用 する職員	6箇月定期券の価額を基 本とした運賃に相当する 額
			②通勤のため、自転車等の交通 用具を使用する職員	1月につき、使用距離に 応じた額
			片道2㎞未満	0円(ただし特例あり)
			2km以上 5km未満	2,000円
			5km以上 10km未満	4,200円
			10km以上 15km未満	7,100円
			15㎞以上 20㎞未満	10,000円
通勤手当	職員の通勤費に対して支給	月	20km以上 25km未満	12,900円
	THE SECOND CONTRACTOR OF THE SECOND CONTRACTOR	額	25km以上 30km未満	15,800円
			30km以上 35km未満	18,700円
			35㎞以上 40㎞未満	21,600円
			40km以上 45km未満	24,400円
			45㎞以上	26,200円
			50km未満 50km以上	28,000円
			55km未満 55km以上	29,800円
			60km未満 60km以上	31,600円
			(加算) 身体障がいのため歩行 することが著しく困難な職員に 対する特例	2,700円

区分	內容			支給額	
				基本額	30,000円
				職員の住居と配偶者の 距離が100㎞以上ある	距離区分に応じた額
				100㎞以上 300㎞未満	8,000円
		月額		300㎞以上 500㎞未満	16,000円
	公署異動又は公署移転に伴い、住居 を移転し、父母の疾病などやむを得			500㎞以上 700㎞未満	24,000円
単身赴任手当	ない事情により、同居していた配偶 者と別居することとなった職員で、 当該異動等の直前の住居から当該異			700㎞以上 900㎞未満	32,000円
	動等の直後に在動する公署に通動することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常			900㎞以上 1,100㎞未満	40,000円
	況とする職員に支給			1,100㎞以上 1,300㎞未満	46,000円
				1,300㎞以上 1,500㎞未満	52,000円
				1,500㎞以上 2,000㎞未満	58,000円
				2,000㎞以上 2,500㎞未満	64,000円
				2,500km以上	70,000円
		月額		一般	再任用
	管理又は監督の地位にある職員に対 して、その職務の特殊性に基づき支 給		事務局長	141,000円	108,000円
管理職手当			部長	117,000円	90,000円
			課長等 (特に 重要)	88,000円	62,000円
			課長、担 当課長、 工場長	80,000円	59,000円
				勤務 1 時間当たりの約	3与額×支給割合
				所定の勤務時間が割り 125/100(※150/100)	0 振られた日における勤務
	所定の勤務時間以外の時間に勤務す	1	支給	〃 (午後10時から翌日 150/100 (※175/100)	日の午前5時までの勤務)
超過勤務手当	ることを命ぜられ勤務した職員に対 して支給	間	自合	上記以外の勤務 135/100 (※150/100)	
				" (午後10時から翌日の午前5時までの勤務) 160/100 (※175/100)	
			ける支給額		場合、その超える時間にお きの割合、若しくは、時間 時間の代替休
夜間勤務手当	所定の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した 職員に支給	1 時 間	勤務 1 時間当たりの給与額×25/100		
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員 に支給	1 回			5,800円

区分	内容				支給額	
				事務局長	休日 6時間まで12,000円 6時間超 18,000円	勤務日深夜 6,000円
	管理又は監督の地位にある職員に対して、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、所定の動務時間が割り振られた日以外の日に勤務したられた日の時から年前の時から中、前の時での間であって所定の間であって所定の間以外に勤務した場合に支給		放	部長	休日 6時間まで10,000円 6時間超 15,000円	勤務日深夜 5,000円
		1		課長級	休日 6時間まで8,500円 6時間超 12,750円	勤務日深夜 4,300円
管理職員特別勤務手当		田	再任用	事務局長	休日 6時間まで11,000円 6時間超 16,500円	勤務日深校 5,500円
				部長	休日 6時間まで9,000円 6時間超 13,500円	勤務日深夜 4,500円
				課長級	休日 6時間まで7,500円 6時間超 11,250円	勤務日深夜 3,800円
在宅勤務手当	職員の住居その他これに準ずる場所 において、所定の勤務時間(休暇によ り勤務しない時間その他これに準ず る時間を除く。)の全部を勤務する ことを3ヶ月以上の期間について1ヶ 月あたり平均10日を超えて命令され た場合に支給	声	ī			3,000円

# (9) 退職手当の状況

# ◎ 退職手当の状況(令和7年4月1日現在)

区分		大阪広域環	境施設組合	国			
	<b>运</b> 力	自己都合	定年・推奨	自己都合	定年・推奨		
	最高限度	44.7795月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分		
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24. 586875月分		
	勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分	28. 0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分		

# 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

# (1) 勤務時間

		勤務時間	休日		
あべのルシアス庁舎		9:00~17:30 (休憩45分)	土曜・日曜・祝日・ 12月29日~1月3日		
	普通勤務	8:45~17:15 (休憩45分)	土曜・日曜・祝日・ 12月29日~1月3日		
焼却工場	※直勤務	【1直勤務】 8:45~17:15 (休憩45分) 【2直勤務】 16:15~翌9:15 (休憩90分)	土曜・日曜・祝日(1月1日除 く)相当日数を指定した日・ 12月29日〜1月3日		
北	港事務所	8:30~17:00 (休憩45分)	土曜・日曜・祝日・ 12月29日~1月3日		

<sup>※</sup> 上記の勤務時間、休憩時間、休日については、勤務形態・業務の都合等により異なる場合 がある。

### (2) 休暇

休暇については、原則として年間 20 日の年次有給休暇が与えられるほか、病気休暇、介護休暇、介護時間及び下表等の特別休暇があります。 (令和7年4月1日現在)

特別休暇の種類	付与日数
分べん(産前産後)休暇	16 週間
生理休暇	1回につき2日以内(年13回以内)
結婚休暇	5 日以内
忌引休暇	7 日以内
配偶者分べん休暇	2 日以内
子の看護等休暇	5日以内(対象の子が2人以上の場合は10日以内)
夏季休暇	5 日以内
妊娠障害休暇	14 日以内
出生サポート休暇	5日以内(頻繁な通院を要する場合は10日以内)
骨髄提供(ドナー)休暇	必要な期間
ボランティア休暇	5 日以内
交通制限・遮断、不可抗力の事故等	必要な期間
選挙権等の行使	必要な期間

特別休暇の種類	付与日数
非常災害による住居の滅失・損壊等	7日以内
裁判員、証人、参考人等としての国	<b>公田√2和</b> 問
会、裁判所等への出頭	必要な期間
育児参加休暇	5日以内
育児時間休暇	1日2回・90分以内
短期介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)

### 5. 職員の休業の状況

### ◎ 令和6年度の状況

休業の種類	件	数
育児休業		1
部分休業		1
自己啓発等休業	該当	なし
配偶者同行休業	該当	なし

<sup>※</sup> 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を含む。

# 6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率の維持向上を目的として行われる処分であるのに対し、懲戒処分は、職員の非違行為に対して道義的責任を問うて、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる処分です。

令和6年度の分限処分件数は5件、懲戒処分件数は1件となっています。

#### ◎ 令和6年度分限処分者数※1

(単位:人)

降任	免職		休職		[/久·公△	合計
件工	分已相联	起訴休職	病気休職	進学休職	降給	
0	0	0	5	0	0	5

<sup>※1</sup> 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を除く。

### ◎ 令和6年度懲戒処分者数※2

(単位:人)

停職 免職		減給	戒告	合計		
プロ相联	3月以上	3月未満		八口		
0	0	0	1	0	1	

<sup>※2</sup> 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を含む。

### 7. 職員の服務の状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の遂行に 専念しなければなりません。

そのため、職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

こうした服務規律の確保に向け、本組合では、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を 図るとともに、年末等の節目に綱紀保持の通知を行うなど、職員一人ひとりに対し十分注意 を喚起し、適切な指導に努めています。

なお、平成 26 年度に職員基本条例を制定し、適正かつ迅速に懲戒処分を行うとともに、職員の政治的行為の制限に関する条例を制定することで、本組合職員の政治的中立性を保障し、本組合の行政の公正な運営を確保することとしています。

# 8. 職員の退職管理の状況

本組合では、職員の退職管理の適正化を図り、公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的として職員の退職管理に関する条例及び職員の退職管理に関する規則を制定し、職員の再就職等の適正な管理に取り組んでいます。

具体的には、職員による再就職のあっせんの禁止並びに再就職者による働きかけの禁止を定めるとともに、届出をしなかった者や虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処することとしています。

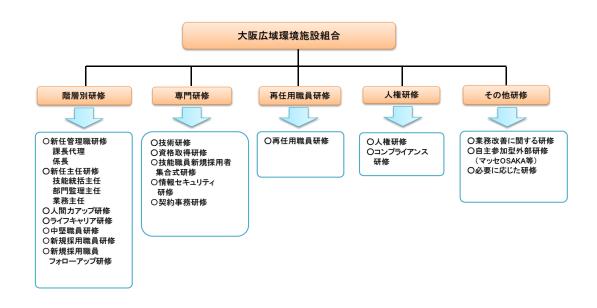
# 9. 職員の研修の状況

### ◎ 令和6年度実績

区分	研修数	参加者数
人権研修	2	834 人
階層別研修	7	36 人
専門研修	5	874 人
再任用職員研修	1	17 人
その他研修	2	11 人
計	17	1,772 人

<sup>※</sup> 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を含む。

### <研修体系>



### 10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 令和6年度 定期健康診断受診状況

	対象者数(A)	受診者数 (B)	未受診者数 (A)-(B)	受診率
第1・2種	438 人	438 人	0人	100%
特定業務従事者	281 人	281 人	0人	100%

- ※ 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を含む。
- ※ 健康診断受診時において病気休職・育児休業等長期不在者を除く。

#### (2) 令和6年度 公務災害・通勤災害の件数

公務災害	通勤災害
12	2

<sup>※</sup> 大阪市、八尾市、松原市及び守口市からの派遣職員を含む。

#### (3)職員の福利厚生

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

#### ① 共済組合事業について

組合所属職員については全員(再任用短時間勤務職員を除く。)が大阪市職員共済組合員として、短期給付事業・長期給付事業等における各種給付等の適用を受けます。派遣職員については、派遣元の市(大阪市・八尾市・松原市及び守口市)の共済組合員として、同様に各種給付等の適用を受けます。

#### ② 互助会事業について

組合所属職員については全員(再任用短時間勤務職員を除く。)が大阪市職員互助会員として、各種福利厚生制度の適用を受けます。派遣職員については、派遣元の市(大阪市・八尾市・松原市及び守口市)の互助会等の会員等として、各種福利厚生制度の適用を受けます。事業としてはスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等があります。

### (4) 公平委員会の業務の状況 (令和6年度実績)

勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する不服申立ての状況	該当なし